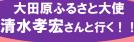
一くんとめぐる大田原

~春のおおたわら散策♪桜とライブと珈琲と~







開催日

令和6年

くん&清水孝宏さんと行く春のおおたわら散策☆ 龍城公園ではお花見しながら「大田原市さくら祭」をたっぷり満喫♪ **桜舞うステージで清水孝宏さんのお花見ライブ!!** ひつじ珈琲さんのこだわりの自家焙煎コーヒーで"珈琲のまち 大田原"を堪能♪心躍る春のおおたわらに出かけよう☆

10:20 JR西那須野駅 17:00 JR西那須野駅

募集人数

15名(先着順) ※最小催行人数 10名

※小学生以下は保護者同伴でご参加ください。

申込期間

令和6年3月11日(月)~3月19日(火)

受付時間 9:30 ~ 17:00

※平日は下記大田原ツーリズムまで、土日の場合は下記大田原市 観光協会にお問い合わせください。

参加費

大人 5,000円 / 小人 3,000円(4歳~12歳以下)

参加費に含まれないもの

- 関東バス 大人1回200円(小学生以下100円)
- ・市営バス 大人1回200円(小・中学生100円) ※バスは計3回乗車します。

参加費に含まれるもの

- ・ホテル龍城苑 昼食代
- ・ひつじ珈琲 コーヒー飲み放題プラン代
- ・企画取扱料※旅行保険料含む

協賛:大田原市さくら祭実行委員会

旅行企画・実施 お申し込み先

★ 栃木県知事登録旅行業 第2-680号

*株式会社大田原ツーリズム 〒324-0041 栃木県大田原市本町1-3-3 #株式会社大田原ツーリズム 担当者: 齋藤 充利

TEL: 0287-47-6759

F A X: 0287-47-6760

※受付時間:平日9:30から17:00まで

イベントに関するお問い合わせ

大田原市観光協会

担当:相馬

TEL: 0287-54-1110

〒324-0233 栃木県大田原市黒羽田町848

総合旅行業務取扱管理者 齋藤 充利 ※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業店での取引責任者です。旅行契約に関してご不明な点がございましたら、ご遠慮なく



今回は那須野が原ハーモニーホール内にあるカフェ店舗で、 〔コーヒー飲み放題プラン♪〕 バス旅だけの特別な「コーヒー飲み放題プラン」!! 気になるコーヒーを飲みくらべて、自分好みのコーヒーを 見つけちゃおう♪ 「ハーモニーホール前」バス停乗車 第2ギャラリーでは、写真展も開催中~☆

ボクも一緒にバスに乗って西那須野駅まで♪ 楽しい旅はあっという間だね… お疲れさまでした~☆

-くん登場ポイント☆

■雨天決行

16:43

16:55

※雨天時やその他状況により、与一くんの登場ポイントや 内容が変更になる場合があります。

JR西那須野駅東口 到着·解散

And it do not

■服装・持ちもの

動きやすい服装、履きなれた靴でご参加ください。 天候によっては雨具等を各自でご持参ください。

ご旅行条件書 ※ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

大田原市営バス(西那須野駅東口行き)

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金 ④次の場合は取消料はいただきません。 (入場料金・ガイド料金)

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしま

旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します

前項の他は旅行り、 ①自由行動中の見学料、食事料、交通費等②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える 分について)③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質 の諸費用及びそれに伴う税・サービス料④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)⑤ご希 望者のみ参加されるオプショナルツアーの旅行代金⑥ご自宅から発着地までの交通費宿泊費 お申込み条件

①20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。②身体に障害のある方、健康を害 している方、日常的な歩行が困難な方はその旨をお申出下さい。団体行動に支障をきたすと当社が 判断する場合は、お申込みをお断わりさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場 合があります。

お申し込み方法と契約の成立、代金のお支払い

①お電話にてご予約をお願いいたします。代金のお支払いについては、当日係員にお支払ください。 5. 旅行契約内容旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運 10. 当社の責任 行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を 変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。②著しい経 済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定が あった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算 してさかのばって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ 旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の 翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。 お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

取消料(お客様による旅行契約の解除)

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご

連絡は当社又はお申込み后の営業時間内にのみお受けいたします ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づき、お取消しになる場合も下記取消料をお 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

支払いいただきます。

(a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変 更があったとき。(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代 金が増額されたとき。(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公 害の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり文は不可能となるおそれが極めて大きいとき。(d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の 実施が不可能になったとき。

⑤取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

7日目に当たる日以降:旅行代金の30% 10日目に当たる日以降:旅行代金の20% 旅行開始日の前日:旅行代金の40% 旅行開始日当日:旅行代金の50%

旅行開始後又は無連絡不参加:旅行代金の100% 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合 病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。 旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従って いただきます。

当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意文は過失によりお 客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意文は 重大な過失がある場合を除きお一人15万円)

11 お客様の青任 当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けます。

当社は、 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により その身体、生命又は手荷物の上に被った定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

13. 旅行条件基準日 令和6年2月1日現在の運賃料金を基準としています。

14 その他

③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約 このパンフレツトは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。 の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。